

非破壊試験技術者資格試験における年少者特別実施制度について

1. 本制度の趣旨

非破壊試験技術の若年者層への浸透、年少者等の保護・育成及び資格取得の促進を目的とし、試験実施を一般実施する会場とは別に、予め審査を行った会場で年少者等に限定して特別に試験を実施するものです。

*年少者等：18歳未満の者、及び、学校区分を問わず一般に18歳が修業する学年（例：高等学校第3学年、高等専修学校第3学年等）までの学生のことを指します

2. 一次試験

- ・JSNDIが認める団体が、一次試験において40件を超える年少者等の受験申請をまとめることができるのであれば、特別措置として、その受験者だけを対象に希望する受験会場で一次試験を実施いたします。
- ・但し、1回の試験において特別実施の応募が多い場合やその他の理由により必ずしも希望にそえるとは限りません。
- ・一次試験は全国一斉に実施しておりますので、特別実施の場合でも試験日時は共通です。
- ・詳細については、JSNDI認証事業部との調整の上、決定いたします。

*JSNDIが認める団体：一次試験を実施するための必要条件を満足した団体。認可を得るためには、書類審査と会場、施設等の実地調査等が行われます

3. 二次試験

- ・JSNDIが認める団体が、二次試験については、1つのNDT方法ごとに受験申請件数が80件を超える年少者等の受験申請をまとめることができるのであれば、特別措置として、その受験者だけを対象に希望する受験会場で二次試験を実施いたします。
- ・但し、1回の試験において特別実施の応募が多い場合やその他の理由により必ずしも希望に副えるとは限りません。
- ・実施日については、一般の常設地区で行われる二次試験実施期間に影響が出ない範囲で実施するため、公示している全地区での実施期間外に実施されることもあります。
- ・詳細については、JSNDI認証事業部との調整の上、決定いたします。

*JSNDIが認める団体：NDT方法ごとに二次試験を実施するための必要条件を満足した団体。認可を得るためには、書類審査と会場、施設等の実地調査等が行われます

4. 本制度の申請から試験実施まで

申請が行われてから認可が出て、試験実施されるまでに長い期間（6ヵ月以上）を要しますのでご注意ください。

本制度の審査申請（所定の用紙をご請求下さい）

申請書類の審査

会場等の調査

申請団体と実施会場について認可

認可された団体から次期試験についての実施申込み

調整のうえ可否決定

実施の連絡

申請団体の責任者が取りまとめて受験申請し、試験が実施される

5. 連絡先・問合せ先

社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部 年少者特別実施制度係 宛
〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸 67 MBR99ビル 4階
TEL 03-5821-5104 / FAX 03-3863-6522